

にいがた子育て応援企業認定制度 Q&A

Q1 ハッピー・パートナー企業と何ですか？また、どうすれば登録できますか？

A1 男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるような職場環境の整備や、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業を、「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）」として登録し、その取組を支援しています。

ハッピー・パートナー企業として登録できるのは、新潟県内に活動拠点を有し、事業活動を行う企業、法人、団体で、次のような取組を行っている、または行う意欲のある企業等です。

- 働き方を見直し、男女が共に働きやすい職場環境づくりの取組
- 男女共に仕事と家庭・その他の活動が両立できるようにするための取組
- 女性の能力を生かすための取組

登録要件、応募方法等の詳細については、以下をご覧ください。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/danjobyodo/1228334502844.html>

Q2 イクメン応援宣言企業（新潟県男性育児休業等応援宣言企業）とは何ですか？またどうすれば登録できますか？

A2 男性労働者の育児休業等の取得促進に取り組む企業を登録し、その取組事例等を広く紹介することにより、育児休業等を取得しやすい職場環境の整備を図ることを目的に、「イクメン応援宣言企業（新潟県男性育児休業等応援宣言企業）登録制度」を創設しました。

以下のすべてに当てはまる企業等が登録対象です。

- (1) 新潟県内に活動拠点を有し、事業活動を行う企業、法人、団体であって、男性労働者の育児休業等の取得促進に取り組むものであること。
- (2) ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）として登録している企業であること。
- (3) 「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届け出ていること。
- (4) 「労働基準法」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等の関係法令を遵守していること

登録要件、応募方法等の詳細については、以下をご覧ください。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/roseikoyo/1356841487625.html>

Q3 認定条件のうち、ハッピーパートナー企業の登録要件の「男女共に仕事と家庭・その他の活動が両立するための取組」の6項目は何ですか？

A3 以下の6項目です。（実施済み又は実施予定（概ね1年以内））

- ① 育児・介護休業制度を就業規則に規定している
- ② 育児・介護休業制度を取得しやすいよう制度の周知を図っている。
- ③ 育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりをしている
- ④ 育児・介護休業者がスムーズに職場復帰できるような配慮をしている
- ⑤ 従業員の仕事と家庭・その他の活動の両立のため、多様な働き方ができる環境づくりをしている
- ⑥ 仕事と家庭・その他の活動が両立できる環境づくりの促進のため、経営トップ自らが取組の方針を明示している

※ 6項目については、登録時に満たしていない場合でも、現時点で満たしていれば認定対象となります。（取組報告書で確認）

Q4 ハッピーパートナー企業登録制度やイクメン応援宣言企業の応募と同時に申請することはできますか？

A4 同時に申請いただけます。

ただし、両制度に登録されていることが本制度の条件となりますので、両制度の登録証交付後の認定となります。

Q5 新潟県子育て有給休暇制度創設奨励金と同時に申請することはできますか？

A5 同時に申請いただけます。

ただし、「にいがた子育て応援企業」は月1回月末に認定をしますので、奨励金の交付は翌月以降になります。

Q6 認定申請書の仕事と子育ての両立支援の取組内容にはどのようなことを記載すればいいのでしょうか？

A6 子育てに関する休暇が取得しやすい環境づくり、円滑な職場復帰に向けたサポートの体制の実施、働き方の見直しによる弾力的な勤務時間の配慮などの視点から、仕事と子育ての両立支援に向けて具体的に取組んでいくことを記載してください。

Q7 申請書を提出してから認定されるまでに何日くらいかかりますか？

A7 毎月15日までに申請いただき、要件を満たしている場合は当該月の月末に認定します。

Q8 認定に有効期限はありますか？

A8 有効期限はありません。更新手続きも不要です。ただし、明らかに本制度の趣旨に反するなど、認定を継続することが適当でないと判断した場合は、認定を抹消する場合があります。